平成27年度補正予算

国 地 契 第 4 9 号 国 官 技 第 2 9 2 号 国 営 管 第 3 7 6 号 国 営 計 第 8 3 号 国 港 統 第 3 8 0 号 国 港 技 第 7 1 号 国空子管第443号—1 国空子保第659号—2 国空交企第563号—2 国 北 予 第 2 7 号 平成28年1月20日

 大臣官房官庁営繕部
 各
 課
 長

 各
 務
 部
 長

 大臣官房官庁営繕部
 各
 務
 部

 長長長長長
 長長長
 妻
 港

 港
 事
 基
 長長

 本
 事
 基
 長長

 本
 事
 基
 長長

 本
 年
 安
 田

 本
 年
 日
 日

 本
 年
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 本
 日
 日
 日

 <t

国土交通省

平成27年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における 入札・契約業務等の円滑な実施について

平成27年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成28年1月20日付け国会公243号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、早期かつ円滑な執行を図る観点から、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。また、北海道開発局においても同様の措置を採ることとする。

記

1. 入札・契約手続の効率化等

入札・契約手続の実施に当たっては、「平成27年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成27年4月10日付け国官総第12号、国官会第9号、国地契第5号、国官技第15号、国営管第12号、国営計第3号、国北予第1号又は平成27年4月10日付け国官総第12-2号、国官会第9-2号)による他、次の(1)及び(2)により、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

(1) 契約変更の取扱い

契約変更の範囲については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭

平成28年度第3次補正予算

 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日

大臣官房官庁営繕部 各

国土交通省

 大大大大港港航

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

 市

平成<u>28</u>年度<u>第3次</u>補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における 入札・契約業務等の円滑な実施について

平成28年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成29年1月31日付け国会公第314号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、早期かつ円滑な執行を図る観点から、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。また、北海道開発局においても同様の措置を採ることとする。

記

1. 入札・契約手続の効率化等

入札・契約手続の実施に当たっては、「平成28年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成28年4月1日付け国官総第2号、国官会第107号、国地契第1号、国官技第2号、国営管第1号、国営計第1号、国北予第1号又は平成28年4月1日付け国官総第2-2号、国官会第107-2号)による他、次の(1)から(3)までにより、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

平成29年度補正予算

国土交通省

平成<u>29</u>年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における 入札・契約業務等の円滑な実施について

平成29年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成30年2月1日付け国会公第215号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、迅速かつ着実な執行を図る観点から、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。また、北海道開発局においても同様の措置を採ることとする。

記

1. 入札・契約手続の効率化等

入札・契約手続の実施に当たっては、「平成29年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」 (平成29年3月31日付け国官総第279号、国官会第4219号、国地契第89号、国官技第337号、国営管第476号、国営計第103号、国北予第41号又は平成29年3月31日付け国官総第279-2号、国官会第4219-2号)による他、次の(1)から(3)までにより、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2)又は「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年4月1日付け建設省営管発第282号)により運用されているところであるが、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な工事については、既契約工事に追加することで、早期執行を図ること。

(2) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号)の規定にかかわらず、平成27年度補正予算による工事に適用しなくても差し支えないこととすること。

2. 円滑な事業執行

事業の執行に当たっては、「平成27年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」による他、次の(1)及び(2)により、円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施に努めること。

(1) 最新の単価を適用した予定価格の設定等

予定価格設定時における最新の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者 単価等の単価を適用して予定価格を設定すること。また、「賃金等の変動に対する工 事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、 国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国 空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)に基づき、そ の適用対象となる工事については遺漏なきよう措置されたい。

(2) 施工時期等の平準化

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号)に基づき、平成28年度第1四半期の工事量を確保するため、早期かつ円滑な執行を図るとともに、余裕期間制度の積極的な活用、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。

(1) 一括審査方式の積極的活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる 技術資料(技術提案及び施工計画を含む。)の内容を同一のものとすることができる 一括審査方式を積極的に活用すること。

(2) 総合評価落札方式における提出資料の更なる簡素化

総合評価落札方式の実施に際しては、施工計画や技術提案を除く評価項目について、簡易な技術資料により評価値を算定し、評価値が上位の者から詳細な資料の提出を求めることにより提出資料を簡素化できること。

(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号)の規定にかかわらず、平成28年度第3次補正予算による工事に適用しなくても差し支えないこととすること。

2. 円滑な事業執行

事業の執行に当たっては、「平成28年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」による他、次の(1)から(4)までにより、円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施に努めること。

(1) 施工時期等の平準化

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号)に基づき、早期かつ円滑な事業執行を図るとともに、休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定、余裕期間制度の積極的な活用、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。

(2) 関係者間での工事工程の共有

円滑な施工の確保を図るため、請負業者と工事工程を共有し、適切な工期の確保に 努めること。特に、施工中に予期することのできない特別な状態が生じたこと等によ り、工期の変更が必要となる場合は、下請業者も含めて工事工程の調整を行うなど関 係者間で工事工程の共有を図ること。

(3) 発注見通しの速やかな公表の徹底

平成28年度第3次補正予算による工事及び建設コンサルタント業務等に係る発注の見通しについて、円滑な事業執行の観点も踏まえ、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1428号、国地契第25号)及び「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」(平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、技調発第75号、営建発第34号)に基づき、補正予算成立後速やかに公表することを徹底すること。

(4) 総合評価落札方式における適切な評価項目の設定

平成28年度第3次補正予算による工事の発注においては、地域企業の活用にも配慮することが求められるところ、急激な受注増加は技術者の体制等が脆弱になることが懸念されることから、総合評価落札方式における評価項目の設定に当たっては、手持ち工事量を評価項目として設定するなど、品質確保・品質向上の観点にも十分留意す

(1) 一括審査方式の積極的活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる 技術資料(技術提案及び施工計画を含む。)の内容を同一のものとすることができる 一括審査方式を積極的に活用すること。

(2) 総合評価落札方式における提出資料の更なる簡素化

総合評価落札方式の実施に際しては、施工計画や技術提案を除く評価項目について、簡易な技術資料により評価値を算定し、評価値が上位の者から詳細な資料の提出を求めることにより提出資料の簡素化に努めること。

(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号)の規定にかかわらず、平成29年度補正予算による工事に適用しなくても差し支えないこととすること。

2. 円滑な事業執行

事業の執行に当たっては、「平成 $\underline{29}$ 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」による他、次の(1)から(4)までにより、円滑な事業執行のため、入札及び契約事務の適切な実施 $\underline{\text{並びに建設現場における生産性の向上に資する施策の実施}}$ に努めること。

(1) 施工時期等の平準化

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号)に基づき、早期かつ円滑な事業執行を図るとともに、休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定、余裕期間制度の積極的な活用並びに翌債等の繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。

(削除)

(2) 発注見通しの速やかな公表の徹底

平成29年度補正予算による工事及び建設コンサルタント業務等に係る発注の見通しについて、円滑な事業執行の観点も踏まえ、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1428号、国地契第25号)及び「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」(平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、技調発第75号、営建発第34号)に基づき、補正予算成立後速やかに公表することを徹底すること。

(削除)

ること。 	
	(3) 災害復旧工事における適切な入札契約方式の適用等 早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定することが求められる災害復旧 工事においては、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」(平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号)によって定められた「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に基づき、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずること。
	(4) ICTを全面的に活用した工事の推進 建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指すi-Construction の推進のため、「i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」の拡大について」 (平成29年3月31日付け国官技第343号、国総公第93号)に示された実施方針及び 「「i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」の実施について」の一部改定について」(平成30年1月31日付け国技建管第29号、国技建調第2号、国総施安第4号) に基づき、中小企業を対象とする工事を含めてICTを全面的に活用した工事等を積極的に実施し、建設現場におけるプロセス全体の最適化を図ること。